

教委 5－1

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成12年4月1日		
処 分 基 準			
農村環境改善センターの使用の許可の取消し等は、条例第6条各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれのあるときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第6条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第6条第4号に該当する場合は、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－2

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例第7条第2項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成12年4月1日		
処 分 基 準			
農村環境改善センターの行為の中止命令等は、条例第7条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当し、又はそのおそれのある者に対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第7条第1項第1号から第4号までのいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第7条第1項第5号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第7条第1項第6号に掲げる行為にあつては、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－3

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例第 7 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
東部研修センターの使用の許可の取消し等は、条例第 7 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 7 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 7 条第 4 号に該当する場合は、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－4

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例第 8 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
東部研修センターの行為の中止命令等は、条例第 8 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当し、又はそのおそれのある者に対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 8 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 8 条第 1 項第 6 号に掲げる行為にあつては、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－5

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
コミュニティ施設の使用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、コミュニティ施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

教委 5－5－2

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等（国府町コミュニティセンター、佐治町コミュニティセンター）		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	令和 6 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
コミュニティ施設の利用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、コミュニティ施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			
変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－6

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
コミュニティ施設における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、コミュニティ施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－6－2

不利益処分の内容	行為の中止命令等（国府町コミュニティセンター、佐治町コミュニティセンター）		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	令和 6 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
コミュニティ施設における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、コミュニティ施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－7

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
記念館の使用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、記念館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

教委 5－8

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
記念館における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、記念館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－9

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
会館の使用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

教委 5－10

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
会館における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－11

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例第 6 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 12 月 27 日		
処 分 基 準			
センターの使用の許可の取消し等は、条例第 6 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 6 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 6 条第 4 号に該当する場合は、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

教委 5－12

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例第 7 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 12 月 27 日		
処 分 基 準			
センターにおける行為の中止命令等は、条例第 7 条第 2 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 7 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 7 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－13

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	さじアストロパークの設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
さじアストロパークの使用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、さじアストロパークの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			
変更日 令和 8 年 3 月 23 日			

教委 5－14

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	さじアストロパークの設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
さじアストロパークにおける行為の中止命令等は、条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 12 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、さじアストロパークの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 令和 8 年 3 月 23 日			

教委 5－15

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町ロッジ緑の郷の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
緑の郷の使用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、緑の郷の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

教委 5－16

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町ロッジ緑の郷の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
緑の郷における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、緑の郷の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5-17

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬町青年会館の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成16年11月1日		
処 分 基 準			
会館の使用の許可の取消し等は、条例第6条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第6条第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第6条第4号に該当する場合は、会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

教委 5-18

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬町青年会館の設置及び管理に関する条例第7条第2項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成16年11月1日		
処 分 基 準			
会館における行為の中止命令等は、条例第7条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第7条第1項1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第7条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第7条第1項第5号に掲げる行為にあつては、会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－19

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例第 14 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市文化センターの使用の許可の取消し等は、条例第 14 条各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれのあるときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 14 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 14 条第 4 号に該当する場合は、鳥取市文化センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 12 年 4 月 1 日			
変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

教委 5－20

不利益処分の内容	行為の制限等		
根拠法令及び条項	鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例第 17 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市文化センター及びその敷地内での行為の中止命令等は、条例第 17 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当し、又はそのおそれのある者に対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 17 条第 1 項第 1 号及び第 2 号のいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 17 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 17 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、文化センターの保全、保安、事故の防止、防火防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

教委 5－21

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
トレーニングセンターの利用の許可の取消し等は、条例第 11 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 11 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 11 条第 4 号に該当する場合は、トレーニングセンターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			
変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－22

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
トレーニングセンターにおける行為の中止命令等は、条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 12 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、トレーニングセンターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－23

不利益処分の内容	使用又は利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例第 9 条・第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
運動広場の使用又は利用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、運動広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			
変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－24

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項・第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
運動広場における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 10 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、運動広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－25

不利益処分の内容	利用の中止命令		
根拠法令及び条項	鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第 7 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
学校施設の利用の中止命令は、規則若しくは規則に基づく実施細則又はこれらに基づいて指導員又は管理者がなす指示に従わない場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 当該行為の故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 学校教育、防災対策その他公共又は公用のために緊急に施設を使用しなければならない場合に、必要な範囲内において行う。			
3 学校施設を公共若しくは公用に供する必要が生じたとき又は学校施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－26

不利益処分の内容	使用又は利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例第 5 条・第 18 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
体育館の使用又は利用の許可の取消し等は、条例第 5 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 5 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 5 条第 4 号に該当する場合は、防災対策その他公共又は公用のために緊急に施設を使用しなければならない場合に、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 5 条第 5 号に該当する場合は、体育館を公共若しくは公用に供する必要が生じたとき又は体育館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5-27

不利益処分の内容	入場の制限等		
根拠法令及び条項	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例第 14 条・第 18 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
体育館の入場の制限等は、条例第 14 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 14 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、他の利用者の安全に及ぼす影響の程度、社会一般常識を逸脱する行為等であるかその他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 14 条第 3 号に該当する場合は、体育館を公共若しくは公用に供する必要が生じたとき又は体育館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 21 年 4 月 1 日			
変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5-28

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
武道館の利用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 9 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 9 条第 4 号に該当する場合は、武道館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
</			

教委 5－29

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
武道館での行為の中止命令等は、条例第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがある者に対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 15 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 15 条第 1 項第 6 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認められたときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 15 条第 1 項第 7 号に掲げる行為にあつては、武道館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 21 年 4 月 1 日			
変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

教委 5－30

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市海洋センターの利用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 9 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 9 条第 4 号に該当する場合は、鳥取市海洋センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5-30-2

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等（鳥取市B＆G海洋センター）		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第9条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	令和6年4月1日		
処 分 基 準			
鳥取市海洋センターの利用の許可の取消し等は、条例第9条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第9条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第9条第4号に該当する場合は、鳥取市海洋センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5-31

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 21 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市海洋センターでの行為の中止命令等は、条例第 15 条第 1 項各号に該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 15 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無その程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲において行う。			
2 条例第 15 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、鳥取市海洋センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5-31-2

不利益処分の内容	行為の中止命令等（鳥取市B & G海洋センター）		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	令和 6 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市海洋センターでの行為の中止命令等は、条例第 15 条第 1 項各号に該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 15 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無その程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲において行う。			
2 条例第 15 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、鳥取市海洋センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5-32

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
広場の使用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

教委 5－32－2

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等（鳥取市青谷町グラウンド）		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 9 条・第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
広場の利用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

教委 5－33

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
広場における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う			
3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5-33-2

不利益処分の内容	行為の中止命令等（鳥取市青谷町グラウンド）		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項・第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
広場における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 10 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う 3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5-34

不利益処分の内容	使用又は利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例第 6 条・第 16 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
プールの使用又は利用の許可の取消し等は、条例第 6 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 6 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 6 条第 4 号に該当する場合は、防災対策その他公共又は公用のために緊急に施設を使用しなければならない場合に、必要な範囲内において行う。 3 条例第 6 条第 5 号に該当する場合は、プール施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 21 年 4 月 1 日			
変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－35

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例第 14 条第 2 項・第 16 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
プール構内における行為の中止命令等は、条例第 14 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当し、又はそのおそれのある者に対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 14 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為にあつては、プール施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 21 年 4 月 1 日			
変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－36

不利益処分の内容	使用又は利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例第 7 条・第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
テニスコートの使用又は利用の許可の取消し等は、条例第 7 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 7 条第 3 号に該当する場合は、テニスコートの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－37

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例第 13 条第 2 項・第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
設 定 日	平成 21 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
テニスコートでの行為の中止命令等は、条例第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 13 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無その程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲において行う。			
2 条例第 13 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、テニスコートの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－38

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
サッカー場の利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲において行う。			
2 条例第 10 条第 4 号に該当する場合は、サッカー場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 21 年 4 月 1 日			

教委 5－39

不利益処分の内容	入場の制限等		
根拠法令及び条項	鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例第 15 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
サッカー場の入場制限等は、条例第 15 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 15 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、他の利用者へ及ぼす影響の程度、社会一般常識を逸脱する行為等であるかその他を総合的に判断して、必要な範囲において行う。			
2 条例第 15 条 3 号に該当する場合は、サッカー場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 21 年 4 月 1 日			

教委 5－40

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 25 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
スポーツセンターの利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 4 号に該当する場合は、スポーツセンターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－41

不利益処分の内容	入場の制限等		
根拠法令及び条項	鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 15 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 25 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
スポーツセンターの入場の制限等は、条例第 15 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 15 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、他の利用者の安全に及ぼす影響の程度、社会一般常識を逸脱する行為等であるかその他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 15 条第 3 号に該当する場合は、スポーツセンターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－42

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町運動公園の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
運動公園の使用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、運動公園の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

教委 5－43

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町運動公園の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
運動公園における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、運動公園の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－44

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市さじコスモスの館の利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 4 号に該当する場合は、鳥取市さじコスモスの館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

教委 5－45

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市さじコスモスの館での行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号に該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無その程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲において行う。			
2 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、鳥取市さじコスモスの館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			